

令和6年度答申第73号
令和7年3月17日

諮問番号 令和6年度諮問第96号（令和7年2月3日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号の規定に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- （1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和6年7月19日、処分庁に対し、B社（以下「本件会社」という。）の元労働者であるとして、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求める本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (2) 処分庁は、令和6年12月3日付けで、本件認定申請につき、「現在においても事業活動として競りを運営し、事業主に継続的な収入が発生している事実があり、事業活動が停止したとは認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

- (3) 審査請求人は、令和6年12月16日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和7年2月3日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

本件会社の代表取締役であるC（以下「本件代表取締役」という。）は、令和6年3月に死亡しているし、競り人も素人で登録を受けていない。代表者もないし、社名も昔のままで存在しない。令和6年の営業について、年末調整も税務署に申告していない。弁護士もおかしいと言っている。

本件不認定処分を取り消しの上、再度、認定のための調査を行ってほしい。

（審査請求書、電話録取書）

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件においては、本件会社の事業活動が、本件代表取締役の死亡後も継続しているかについて判断する必要がある。
- 2 本件に関しては、以下の事実が認められる。
 - （1）本件会社は、昭和29年9月17日に設立され、「内外青果物 疎菜類及び食料品の集出荷販売」を目的とする法人であり、事業活動として当該法人の敷地内で休場日以外は毎朝農作物の「競りの運営」を行っている。
 - （2）本件代表取締役が死亡した令和6年3月21日以降は、本件会社の労働者であるD（以下「労働者D」という。）が継続して競りの運営を行っている。A労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）が、労働者Dから令和6年11月14日に提出を受けた令和6年の本件会社に係る荷主別買掛管理表及び荷主取扱日報、買受人売掛金管理表及び買受取扱日報並びに未払伝票明細一覧の資料を踏まえて作成した月別の売上額、本件会社の手数料利益（売上額の10パーセント）、生産者への支払額・未払額等の集計結果（月別収支表）によれば、競りの運営により、令和6年11月14日時点で本件会社に継続的な収入が発生している。
 - （3）労働者Dは、本件代表取締役の死亡後、競りで得た本件会社の収益を農作物生産者に対する未払金の弁済に充当している旨申述しており、上記（2）の集計結果によれば、実際に、本件代表取締役が死亡した直後である令和6年4月1日時点で総額381万6679円あった生産者への未払金残額は、同年11月9日時点で275万8356円となっている。
 - （4）本件会社の取引先であるE社は、本件代表取締役の死亡後も、本件会社と取引を継続し、本件会社の預金口座に振込を継続している。
 - （5）以上の事実から、本件会社は事業活動を継続しており、継続的な収入も発生している。

また、本件会社は、本件代表取締役の死亡後は代表取締役が不在であるところ、令和6年11月時点で本件会社の取締役であるFは、労働者Dに競りの運営を委ねており、また、労働者Dが本件会社の事業活動を継続していることについて反対の意向を示していない。

3 上記2の状況を総合的に勘案すれば、本件会社が「事業活動は停止しておらず、今後も事業活動の継続が見込まれる」とした本件不認定処分は違法又は不当なものとは認められない。

4 よって、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

(1) 賃確法7条及び賃確令2条1項4号の規定に基づく認定を受けるためには、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことが必要であり、その認定に当たっては、事業主の活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。

(2) 本件において、本件会社の事業活動については、以下の事実が認められる。

ア 本件会社は、農作物等の集出荷販売等の事業を行う会社であり、本件会社の敷地を場所として提供し、生産者が出品した農作物等を仲買人が競り落とすいわゆる競りの進行管理等を行っていた。本件代表取締役は令和6年3月21日に死亡したが、その後も本件会社の労働者Dが競りの進行管理等を行っていた。

(履歴事項全部証明書、聴取書(労働者Dに係るもの)、住民票(除票))

イ 労働者Dが令和6年11月14日に本件労基署に提出した荷主取扱日報及び買受取扱日報によれば、同日まで継続的に生産者からの出品及び仲買人による買受けが行われ、競りが行われていたものと認められる。

(荷主取扱日報、買受取扱日報)

ウ 買受人であるE社は、本件労基署からの本件会社との取引状況の照会に対して、令和6年10月7日に回答し、本件代表取締役の死後も継続的に買受けを行っていたことが確認された。本件会社の銀行口座にはE

社との取引を裏付ける入金も認められた。

(本件会社との取引状況に関する回答書、普通預金通帳の記録)

エ 本件会社の取締役であるFは、労働者Dが本件会社の事業活動を継続することを容認している。

(聴取書(Fに係るもの))

(3) 上記(2)のとおり、本件不認定処分当時において、本件会社の事業活動が停止していたものとは認められない。

なお、本件会社は、本件不認定処分後においても、B社として卸売市場の運営を継続しており、このことは令和7年2月4日から同月14日までのG新聞の市況欄に取引実績が掲載されていることによって確認されている。

3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史